

## ■募集要項に関する質問・回答

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
1	要求水準書の公表	1	1.	-	-	-	-	-	2021年4月30日に公表された募集要項等ですが、業務要求水準書が公表されていません。上記について、2021年3月5日に公表された「業務要求水準書修正版」が最新のものであり、これを基に提案を行えばよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	募集要項の改定	1	1.	-	-	-	-	-	「募集要項(案)」とありますが、今後の変更を想定されているのでしょうか。	質問・意見等を踏まえて、変更する場合があります。
3	公表書類の優先順位	1	1.	-	-	-	-	-	「業務要求水準書」、「審査基準書」、「様式集及び作成要領」、「基本協定書(案)」、「事業契約書(案)」、「質問回答」等について、内容に相違がある場合の優先順位をご教示ください。	優先順位が高い順に、「事業契約書(案)」、「基本協定書(案)」、「業務要求水準書」、「募集要項」、「質問回答(募集要項等)」、「質問回答(実施方針)」、「実施方針」とします。
4	募集要項等の位置づけ	1	1.	-	-	-	-	-	募集要項(案)P1に実施方針に係る記載がございませんが、同方針公表時の付属資料が募集要項等を構成するのかが教示ください。なお、構成する場合、備品台帳に記載の備品について経費節減等効率化が図られる場合は、リースでの調達が可能との理解でよろしいでしょうか。	前段については、構成するものとします。後段は、リース契約満期後、当該什器・備品が本村に帰属することを前提とし、可能とします。
5	公表書類の優先順位	1	1.	-	-	-	-	-	募集要項等と実施方針に相違がある場合、募集要項等が優先されるかの理解でよろしいでしょうか。	質問回答NO3を参照ください。
6	公表書類の優先順位	1	1.	-	-	-	-	-	「実施方針及び業務要求水準書に関する質問・回答」の位置づけに関する記載がありませんが、募集要項等と相違がある場合、どちらが優先されるのか、ご教示ください。	質問回答NO3を参照ください。
7	募集要項の定義	1	1.	-	-	-	-	表	「業務要求水準書(添付資料を含む)」とありますが、添付資料とは具体的にどれを指しますでしょうか。	(添付資料を含む)を削除して、訂正いたします。
8	基本コンセプト	2	2.	(2)	-	-	-	-	2頁の基本コンセプトのテーマからしますと本施設でのコト消費も魅力の一つで、施設設計・運営がカギと考えます、20頁(1)提案価格(37億5200万)の増額の見直しは可能でしょうか。	見直しの予定はありません。
9	事業用地	3	2.	(4)	-	-	-	-	飛行場返還に際し、地下何メートルまでの埋設物の除去、及び探査(土壌汚染含む)がなされたかご教示ください。	参考資料01「広域探査発掘加速化業務測量士質調査業務(本島地区H24-1)」によると、地下4メートルの探査業務が行われたものと思料します。
10	事業用地	3	2.	(4)	2)	-	-	-	「現地測量は行っておりません。」とありますが、設計を進める上で必要な情報と考えます。今後提供資料としてご提供はいただけるのでしょうか。	実施方針付属資料.01「事業地範囲図面-CAD-」を参照し、必要に応じて現地測量・調査を実施してください。
11	事業用地	3	2.	(4)	-	-	-	-	対象地の土地利用規制(用途地域等)、建物形態規制(高さ制限、容積率、建蔽率等)について、今後変更の予定などありましたらをご教示ください。	現時点において、変更の予定はありません。

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
12	事業用地	3	2.	(4)	1)	-	-	-	現在、村役場まで路線バスが運行されていますが、新たなバス路線の運行計画等があるか、また計画がある場合はルート等その内容についてご教示ください。	現時点において、新たなコミュニティバス路線運行計画はございません。
13	本施設の規模内容	4	2.	(4)	3)	-	-	-	「面積は応募者の提案とする」とありますが、水辺空間について用途等の制限(生物の飼育は不可等)はございますでしょうか。また、水辺空間の水景施設について設備的な制限はございますでしょうか。	水辺空間に係る用途及び設備の制限はありません。
14	本施設の規模内容	4	2.	(4)	3)	-	-	-	駐車場機能について、民間収益施設との明確な区分けは必要でしょうか。また、一部もしくは、全体を有料化する提案は可能でしょうか。	本施設(公共用)と民間収益施設(民間用)の駐車場は区分けしてください。公共用駐車場は無償とし、民間用駐車場の有料化は応募者の提案とします。
15	本施設の規模内容	4	2.	(4)	3)	-	-	-	「※(仮称)読谷村総合情報センター3,180㎡に、通路、トイレ、サーバー室等の共用施設は含まれておりません。」とありますが、通路、トイレ、サーバー室等はPFI事業者で適宜提案するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	什器・備品等調達業務	5	2.	(6)	3)	ア.	①	-	ア「①事前調査業務」に関して、測量図等の基本情報は提供いただけますでしょうか。	質問回答NO10を参照してください。
17	所有権設定に係る業務	5	2.	(6)	3)	イ.	④	-	建設・工事監理業務の中で「所有権設定に係る業務」が記載されていますが、業務内容を具体的にご教示ください。	本施設に係る保存登記及び所有権移転登記手続きを「所有権設定に係る業務」としてしています。
18	什器・備品等調達業務	5	2.	(6)	3)	イ.	①	-	「既存什器・備品等の移設業務」に関して、建設企業等が受託した場合、資格を有する業者を下請とすることで、参加要件を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	什器・備品等調達業務	5	2.	(6)	3)	イ.	①	-	施設整備費用(サービス購入費A)に什器・備品調達費用も含まれておりますが、貴村へ所有権移転後(募集要項(案)P8:竣工月に所有権移転)の開館準備期間に什器・備品の設置を行っても問題ございませんでしょうか。	問題ありません。 但し、サービス購入費Aの支払時期は、「サービス購入費Aを構成する全ての業務が完了した後」に変更いたします。
20	什器・備品等調達業務	6	3.	(7)	4)	イ.	③	-	「既存什器・備品等廃棄業務」について、民間事業者が流用しないと判断した什器・備品等に係る産廃の協議の流れをご教示ください。	応募者が不要と判断した什器・備品を、村も不要と判断した場合に、廃棄となります。
21	什器・備品等調達業務	5	2.	(6)	3)	イ.	③	-	「既存什器・備品等の廃棄業務」に関して、廃棄物処理法によると、什器・備品類は一般廃棄物の取り扱いとなり、処理責任は市町村となります。したがって、事業者側で一般廃棄物を処分することができないため、業務範囲の見直しをお願い致します。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定に基づき、事業系一般廃棄物として、事業者の責任と費用により適正に処分することとします。
22	什器・備品の調達	5	2.	(6)	3)	イ.	③	-	再利用しない場合、一般廃棄処分が必要との事ですが、産業廃棄物への変更はできないでしょうか。	質問回答NO21を参照ください。

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
23	維持管理業務	6	2.	(6)	3)	オ.	⑤	-	貴村直営の「村史編集室、行政文書保管庫、青少年センター機能」における維持管理業務のスケジュール(曜日、時間等)は民間事業者側で設定しても問題ありませんでしょうか。また、前述の施設維持管理業務における留意事項があればご教示ください。	職務時間等を考慮することを前提に、応募者の提案に委ねます。
24	事業者の収入	6	2.	(6)	4)	ii)	-	-	貸室等利用料金を得られる施設・設備の設置を提案することは可能でしょうか。	民間収益施設として、設置することも可能とします。
25	事業用定期借地権設定	7	2.	(6)	5)	イ	-	-	「民間収益事業の事業期間は、事業用定期借地契約の締結日から20年間又は30年程度までのPFI事業者が提案する期間とする。」とありますが、事業用定期借地契約の期間は、民間収益施設の開業時から閉業時までとしていただき、建設期間や事業終了後の解体期間は借地料が発生しない建付けとしていただくようお願い致します。また、民間収益施設が本施設よりも早期に竣工した場合、民間収益施設だけ先に収益開始(開業)させることは可能でしょうか。	事業用定期借地契約期間は、建設工事着手日から民間収益施設解体日(現状回復日)までの最長30年間とします。本施設と民間収益施設の開業は、原則、同時期とします。
26	事業完了後の措置	7	2.	(6)	6)	-	-	-	民間収益施設の建設費の回収の観点からは、事業期間経過後には解体撤去する以外の選択肢がないとすれば、施設建設に掛けられる費用が限定され、提案内容の選択肢も狭まることから、事業期間の延長や譲渡等が可能であることが望ましいと思料致します。この点については再度ご検討をお願い致します。	民間収益事業期間は、事業用定期借地契約及び定期建物賃貸借契約に定めた契約期間とし、原則期間の延長・更新はありません。但し、契約期間満了の3年前から、村と事業の継続について協議し、村が認める場合に限り、新たな借地契約等を締結し、事業を継続できる場合があります。民間収益事業を終了する場合の措置は、付属資料5「基本協定書(案)」、付属資料7「事業契約書(案)」において示すこととします。
27	事業完了後の措置	7	2.	(6)	6)	-	-	-	募集要項7頁5)及び6)について、事業期間の延長について合意が得られた場合でも、本施設内に併設する民間収益施設の事業期間は令和27年3月で終了するのでしょうか。	質問回答NO26と同様の措置とします。
28	事業スケジュール	8	2.	(6)	7)	-	-	表3	開館までの各内容の期間を短縮する提案は可能でしょうか。また、それは審査項目のいずれかに影響を与えますでしょうか。	可能とします。事業スケジュールは、設計建設に関する事項として評価します。
29	モニタリングの方法	8	2.	(7)	3)	-	-	-	モニタリングの方法について、本村が提示した方法に従って本村が実施するとありますが、現在それぞれのフェーズで想定されているモニタリングは、付属資料4「モニタリング及び減額措置等」P4以降のセルフモニタリングと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	応募者に関する条件等	9	3.	(1)	1)	-	-	-	参加要件に、同一資本の関係にある企業の応募制限が記載されていないため、同一資本の関係にある企業が複数の応募グループに跨り参加することに問題はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
31	応募者に関する条件等	10	3.	(1)	2)	-	-	-	応募グループの構成企業の変更・追加に関して、提案時の性能を担保することを前提に、代表企業及び事業の主となる図書館運営企業以外は、村と協議の上必要に応じて変更可能にして頂けないでしょうか。	原則、不可とします。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
32	業種別の参加資格要件	11	3.	(1)	3)	カ	ii)	-	「民間収益施設業務に当たる者は、構成員又は構成企業とし、民間収益施設業務に当たる者が複数の場合には、少なくとも1者が構成員又は構成企業とし、その他は協力企業としてもよい。」とありますが、参加表明書に記載するのは、建物のホルダー(所有者)であるとの認識でよろしいでしょうか。 尚、民間収益施設が開業するのは数年先であることから、参加表明時点でテナントを明記することは困難であると考えます。 「事業契約締結」後、予定テナントの出店が中止となった場合、テナント構成を変更することができるという認識でよろしいでしょうか。	前段について、民間収益施設所有者若しくは、民間収益施設所有者及び民間収益施設運営者両方の記載をすることとします。 後段については、原則、応募者は提案書において、具体的な収益事業内容を示すこととし、提案時の事業内容の変更は想定していません。
33	業種別の参加資格要件	11	3.	(1)	3)	①	カ	ii)	民間収益施設を保有する者の資格として、「事業対象地の借地及び契約期間中、継続して民間収益施設を保有できる資力と企画力を有する企業であること。」が求められていますが、「一般社団法人日本ショッピングセンター協会」など提案内容に係る協会や団体に所属していることを判断基準のひとつとされてははいかがでしょうか。	ご意見として賜ります。
34	構成員及び構成企業の制限	12	3.	(1)	3)	②	サ	-	募集要項12頁3(1)3)②サについて、選定前に本事業への融資を目的に、審査委員である沖縄振興開発金融公庫との協議や応募グループを構成する1社として参加することは制限されるという理解でよろしいでしょうか。	沖縄振興開発金融公庫を「構成員」又は「構成企業」とする場合を除き、本事業に係る資金調達先を検討するにあたり、「沖縄振興開発金融公庫 融資第一部 地域振興班」へ相談することは当該制限事項に該当しません。
35	事業者の応募及び選定スケジュール	15	4.	-	-	-	-	表4	沖縄県が緊急事態宣言の発出を要請したことから、その状況に鑑みて柔軟なスケジュール変更を切望します。 緊急事態宣言の影響により、提案に向けたコンソーシアム企業間の協議等がスムーズに実施できないことが想定されます。 また、各契約書(案)の公開が6月中旬に延期となった関係から、契約内容の検証や社内決済等のスケジュールにも影響します。 上記の理由から、十分な提案検討期間を確保し、より良い提案を行うためにも、「令和3年10月8日に予定されている提案書類の受付締切」について、3ヶ月程度の延伸を是非ともご検討願います。	現時点において、スケジュールの変更は予定しておりません。
36	事業者の応募及び選定スケジュール	15	4.	-	-	-	-	表4	現状のスケジュールによると、「応募者との個別対話が令和3年8月中旬」、「募集要項に関する質問受付締切(2回目)が令和3年8月下旬」、「募集要項等に関する質問・回答の公表(2回目)が令和3年9月初旬」となっています。 個別対話や質問回答(2回目)の内容を踏まえ、提案に反映させていく十分な期間が必要なことや、緊急事態宣言による企業への出社率抑制が求められていることから、社内決済等がスムーズに実施できないことが想定されます。 上記の理由により、質問回答(2回目)から提案書提出締切までの期間を十分に確保していただくようお願い致します。	質問回答NO35を参照ください。
37	事業者の応募及び選定スケジュール	15	4.	-	-	-	-	表4	契約書公表予定期間が「5月下旬」から「6月下旬」に変更されておりますが、その後のスケジュールは記載通りでしょうか。コロナ感染再拡大の影響も含め、ご回答をお願いします。	質問回答NO35を参照ください。
38	事業者の応募及び選定スケジュール	15	4.	-	-	-	-	表4	読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業の公募スケジュールを確認したところ、提案までの全体スケジュールが厳しいと思います。スケジュールの変更は可能でしょうか。	質問回答NO35を参照ください。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他			
39	事業者の応募及び選定スケジュール	15	4.	-	-	-	-	-	表4	沖縄県に緊急事態宣言を要請したことにより、SPC組成のための面談や接触が制限されるため、参加表明書以降のスケジュール延長を検討頂けないでしょうか。	質問回答NO35を参照ください。
40	事業者の応募及び選定スケジュール	15	4.	-	-	-	-	-	表4	現在のコロナ禍において、設計・施工、維持管理、収支計算などの詳細を詰めていくにはスケジュールがかなり厳しい。事業契約書の公表も6月中旬となり、契約について詳細が分からない状況では、詳細について詰めることも難しいので「参加表明書、資格審査書類の受付期間」、「事業提案に係る書類の受付締め切り」を3ヵ月程度後ろに伸ばすことを検討してほしい。	質問回答NO35を参照ください。
41	審査資格審査及び提案審査	17	5.	(2)	3)	-	-	-	-	参加資格審査に選ばれた後、条件がまとまらず、提案審査までに辞退してもペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	提案価格に関する条件	20	7.	(1)	-	-	-	-	-	「提案価格が上限額を超える場合」又は「下限価格を下回る場合」、評価の対象としないとあります。「上限価格」は募集要項p.20に「金3,752,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)」が記載されていますが、これ以外に「下限価格」も設定するというのでしょうか。	「下限価格」とは、民間収益事業に係る土地貸付単価(年額1,470円/㎡)のことを言います。
43	提案価格に関する条件	20	7.	(2)	1)	-	-	-	-	貸付面積には、「広場水辺空間」は含まないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	提案価格に関する条件	20	7.	(2)	1)	-	-	-	-	土地及び建物の貸付料は、固定資産税評価額改定の時に定期的な見直しを行うのでしょうか。また、不可抗力や経済情勢の変化によって、民間収益事業の収支が影響を受けることも想定されるため、貸付料の減額等について、協議に応じていただくこともご検討くださいますようお願い致します。	賃料については、3年ごとの固定資産税評価額改定時に見直すことを想定しています。なお、賃料の減額措置等は想定しておりません。
45	事業者の負担	20	7.	(2)	1)	-	-	-	-	年額1,470円/㎡移譲を下限とした提案となっているが、借地料設定があまりにも高額である。村内に賑わいを生み出す施設として民間収益施設との連携も重要と考えるが、現在の借地料設定では、借地料の負担が足枷となり、断念する民間企業が多くなると予想されること、又は長期的な運営という視点から借地料については見直しをお願いいたします。	土地貸付料の変更は予定しておりません。
46	事業者の負担	20	7.	(2)	1)	-	-	-	-	20頁(2)貸付単価(1470円/㎡)の減額見直し、もしくは民間収益施設の建築面積に対する貸付単価への見直しは可能でしょうか。	質問回答NO45を参照してください。
47	提案価格に関する条件	20	7.	(2)	2)	-	-	-	-	本施設内に民間収益施設を併設する場合において、「貸付料は、優先交渉権者選定後、本村の委託する不動産鑑定士が算定した評価額を参考に本村が決定するものとする。」とありますが、事前に民間収益施設の事業性を判断する必要があるため、貸付料を事前に明らかにしていただくようお願い致します。	不動産鑑定に基づき賃料を算定するため、貸付料を事前に公表することは予定しておりません。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
48	提案価格に関する条件	20	7.	(2)	2)	-	-	-	建物の貸付料について、優先交渉権者決定後、本村の委託する不動産鑑定士が算定した評価額を参考に本村が決定すると記載がありますが、実施方針P5-(8)-③では、「別に定める建物賃貸借料を下限として、PFI事業者が提案する」とあり、内容が異なります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。 また、募集要項(案)が正の場合、建物賃借料民間収益施設の賃料となり、事業の収支に大きく影響するものと考えます。提案前に公表いただけませんかでしょうか。または、参考価格等、貴村の同様の事例での価格をご提示いただくことはできませんでしょうか。	募集要項を「正」とします。 建物賃料については、不動産鑑定に基づき算定するため、貸付料を事前に公表することは予定しておりません。
49	事業者の負担	20	7.	(2)	3)	-	-	-	民間収益施設の維持管理・運営に係る光熱費について本施設と併設する場合民間収益施設分の光熱費はPFI事業者が負担するとありますが、子メーター等を設置して、明確に算出する必要はございますでしょうか。	原則、分ける必要があります。
50	事業契約に関する事項	21	8.	(2)	-	-	-	-	SPCを指定管理者に指定する予定はありますでしょうか。	予定はありません。
51	事業契約に関する事項	21	8.	(5)	-	-	-	-	募集要項21頁8(5)(6)について、借地人の地位譲渡は原則不可だが、転借地は可能との理解でよろしいでしょうか。	付属資料7「事業契約書(案)」でお示します。なお、事業用定期借地契約に係る権利譲渡及び転借地については、本村との協議事項とします。
52	事業契約に関する事項	21	8.	(6)	-	-	-	-	民間収益施設事業の事業期間は、定期借地方式の場合、令和27年3月または令和37年3月までとなっています。民間収益事業の事業期間を令和37年3月までとする場合や、事業期間の延長・譲渡が認められた場合、PFI事業と民間収益事業の終期がズレることになります。この場合、なお、SPCについてはPFI事業の終了後に清算することが予定されているにもかかわらず、SPCが民間収益事業に関する借地契約の当事者となると、PFI事業が終了したにもかかわらず、清算に入ることができず、残りの民間収益事業の期間中、SPCの管理コストが発生することになります。 この観点から、民間収益事業をSPCから切り離した方が良いと思料致します。	民間収益事業を実施する者は、村とSPCとが締結する事業契約に基づき、SPCから業務委託を受けた民間収益事業者とすることとします。
53	事業契約に関する事項	21	8.	(6)	-	-	-	-	構成員としてSPCへ出資する場合、民間収益施設のリスクも負うことは難しいため、分離して頂けないでしょうか。	質問NO52を参照してください。
54	事業契約に関する事項	21	8.	(6)	-	-	-	-	各サービスの対価の補填、またSPCが民間収益施設のリスクを負担することは難しく、長期的な運営・維持についてリスクを大きくする可能性があり、民間収益施設の投資を行う民間会社をSPCから切り離すことを検討していただきたい。	質問NO52を参照してください。
55	事業契約に関する事項	21	8.	(6)	-	-	-	-	募集要項2(6)の2)・4頁では定期借地方式で実施する旨の記載がありますが、8(6)・21頁では、定期借地方式と本施設の一部を賃貸借する方式の2つが挙げられており、いずれが正しいか不明確となっております。民間収益施設事業の方式として、本施設の一部を賃貸借する方式も選択可能と理解してよろしいでしょうか。	事業用地の余剰地における民間収益事業は、提案必須とし、村と事業用定期借地契約を締結します。 本施設の一部を賃貸借し実施する民間収益事業は、自由提案とし、その場合は、定期建物賃貸借契約の締結を想定しております。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
56	事業契約に関する事項	21	8.	(6)	-	-	-	-	民間収益施設に関する契約と事業契約との関係に関し以下の2点についてご教示ください。 1 事業用定期借地契約等が締結されなかった場合や締結後解除された場合、事業契約が締結されず、または、事業契約が解除されることになるのでしょうか。 2 事業契約が締結されなかった場合や締結後解除された場合、事業用定期借地契約も締結されず、または、解除されることになるのでしょうか。	「付属資料5_基本協定書(案)」及び「付属資料7_事業契約書(案)」でお示しします。
57	違約金	22	9.	(2)	2)	-	-	-	募集要項9(2)の2)に違約金についての記載がありますが、違約金の額・算定方法及び発生条件その他の具体的内容をご教示ください。契約書(案)の公開が6月中旬に変更となったことから、事業内容を検証するにあたり、早めに違約金の詳細を把握したいと考えております。	詳細は「付属資料5_基本協定書(案)」及び「付属資料7_事業契約書(案)」にお示しします。
58	違約金	22	9.	(2)	2)	-	-	-	基本協定未締結による違約金(優先交渉権者決定～基本協定締結まで)は、発生しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業契約未締結による違約金(基本協定締結～事業契約締結まで)は、どのようにお考えでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 事業契約未締結の場合、村がPFI事業者に対し違約金の請求をいたします。 詳細は「付属資料5_基本協定書(案)」にお示しします。
59	違約金	22	9.	(2)	2)	-	-	-	民間収益事業に関する違約金は、発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は「付属資料7_事業契約書(案)」にお示しします。
60	財政上及び金融上の支援	23	9.	(5)	-	-	-	-	貴村で想定している支援メニューがあればご教示ください。	現時点で具体的な想定はしておりません。
61	リスク分担表(住民対応リスク)	-	-	-	-	-	-	-	近隣対応・住民対応リスクについて、お考えをお示しください。 本事業の実施すること、及び、要求水準に起因して生じる近隣対応・住民対応については、事業の遅延、中止、損害賠償、訴訟等のリスクを貴村にご負担いただくべきと思料致します。	本事業の行政サービスに係る住民対応は本村の負担とします。 それ以外のPFI事業者が実施する業務に関する住民対応は、事業者の負担とします。但し、個別具体的な事象に基づき、村が協力して対応する場合も想定しています。
62	リスク分担表 (法令等の変更のリスク)	-	-	-	-	-	-	-	税制の変更リスクについて、お考えをお示しください。 消費税の変更等については貴村にてリスクをご負担いただくべきものと思料致します。	法人税等の法人の利益に係るものを除いた消費税等の変更等については、本村の負担とします。
63	リスク分担表 (法令等の変更のリスク)	-	-	-	-	-	-	-	「その他施設に影響を及ぼす法令(税制を含む。)の変更によるもの」の項は、村・事業者双方に○が付いていますが、どのような場合が村で、どのような場合が事業者の負担となるのか、具体的にお示しください。	法人税等の法人の利益に係るものは事業者のリスク負担とし、法人の利益にかかる法令等を除いた法令の変更によるものを本村のリスク負担と想定しています。
64	リスク分担表 (法令等の変更のリスク)	-	-	-	-	-	-	-	リスク分担表において、法令変更・不可抗力について、貴村とPFI事業者の双方に○が付されている箇所がありますが、該当箇所の負担の内訳をお示しください。	質問NO63を参照してください。
65	リスク分担表(セキュリティリスク)	-	-	-	-	-	-	-	情報漏洩リスクについて、お考えをお示しください。 貴村の責めに帰すべき事由による場合や通常想定されるセキュリティ対策を講じていたにもかかわらず新卒のサイバー攻撃等を受けたことによる場合については、貴村が負担すべきものと思料致します。	本村の帰責事由以外のリスクは事業者負担とし、必要に応じて協議することとします。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
66	リスク分担表(契約締結リスク)	-	-	-	-	-	-	-	契約締結の遅延や未締結リスクについて、お考えをお示ください。貴村の責めに帰すべき事由による場合は、貴村が負担すべきものと思料致します。	本村の帰責事由以外のリスクは事業者負担とし、必要に応じて協議することとします。
67	リスク分担表(用地リスク)	-	-	-	-	-	-	-	測量・調査リスクについて、お考えをお示ください。貴村が実施した測量や調査に関するものは、貴村が負担すべきものと思料致します。	本村の帰責事由以外のリスクは事業者負担とし、必要に応じて協議することとします。
68	リスク分担表(用地リスク)	-	-	-	-	-	-	-	リスク内容にある「募集時に提示した地質調査結果」を、貴村HPIに公表されております「付属資料02_S-04 概要・ボーリングデータ(パークゴルフ場).pdf」と認識しておりますが、仮に地質調査結果が異なっており基礎工事費が提案提示額より増額となった場合、施設整備費用(サービス購入費A)を増額してもよいと理解してよろしいでしょうか。	提案施設配置、規模等によって、地質調査すべき箇所は当然異なることから、調査に係る地盤調査費用は、応募者の負担とします。また、建築基準法施行令第93条(地盤及び基礎杭)により、「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行いその結果に基づいて定めなければならない。」とあることから、応募者の責任において、必要な調査を行うこととします。地質調査については、併せて参考資料01「広域探査発掘加速化業務測量士質調査業務(本島地区H24-1)」を参考にしてください。
69	リスク分担表(用地リスク)	-	-	-	-	-	-	-	土壌汚染リスクについて、お考えをお示ください。実施方針に対するQ&A49において貴村が負担すべきものと思料される旨記載されておりますので、リスク分担表への明記をご検討下さい。	用地リスクの内容に含まれるものとします。
70	リスク分担表(用地リスク)	-	-	-	-	-	-	-	地中埋設物については、事前の調査から想定できないものもありえますので、この部分については貴村においてご負担いただくのが公平であると思料致します。実施方針に関するQ&A49において貴村のご負担と回答されておりますので、リスク分担表に明記することをご検討ください。	用地リスクの内容に含まれるものとします。
71	リスク分担表(物価変動リスク)	-	-	-	-	-	-	-	「物価に急激かつ過度な変動が生じた場合」の具体的な基準をお示ください。	募集要項:「付属資料03_サービス購入費等の算定及び支払い方法」6pを参照ください。
72	リスク分担表(不可抗力リスク)	-	-	-	-	-	-	-	不可抗力の定義として人為的な事象を含んでおりますが、突発的な第三者の行為(落下物等による損傷)によって生じた事象も不可抗力に含まれると理解してよろしいでしょうか。	個別具体の事象に基づき、本村が判断することとします。
73	リスク分担表(不可抗力リスク)	-	-	-	-	-	-	-	本事業の中止・延期に関するリスクについて、天災等による事業中止・遅延の場合は、村負担という認識でよろしいでしょうか。	個別具体の事象に基づき、本村が判断することとします。
74	リスク分担表(不可抗力リスク)	-	-	-	-	-	-	-	不可抗力リスクについて、新型コロナウイルス等の疫病に関するリスクも含まれるという認識でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス(COVID19)は、既に発生しているため、原則として不可抗力には当たらないと解します。
75	リスク分担表(不可抗力リスク)	-	-	-	-	-	-	-	不可抗力リスクのうち、本施設における天災・暴動等不可抗力によるものについて、引渡し前は100%PFI事業者負担となっておりますが、その規模や時期によってはダメージがかなり大きくなるため、村と事業者で協議の上リスク負担割合を調整する、といこうとにしてください。	不可抗力による費用負担等については、「付属資料7_事業契約書(案)」でお示しします。



NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
76	リスク分担表(不可抗力リスク)	-	-	-	-	-	-	-	不可抗力リスクのうち、その他施設における天災・暴動等不可抗力によるものについて、「その他施設」とは具体的にどのような施設を指しているのでしょうか。	応募者の提案によるもので、具体的な想定はしておりません。
77	リスク分担表(設計変更リスク)	-	-	-	-	-	-	-	設計完了の遅延リスクについて、お考えをお示してください。貴村の責めに帰すべき事由による場合は、貴村が負担すべきものと史料致します。	本村の帰責事由以外のリスクは事業者負担とし、必要に応じて協議することとします。
78	リスク分担表(工事費増大リスク)	-	-	-	-	-	-	-	工事費増大リスクについて、社会的な人件費の高騰による費用増加は村負担という認識でよろしいでしょうか。	「付属資料3: サービス購入費等の算定及び支払い方法」をご参照ください。
79	リスク分担表(維持管理リスク)	-	-	-	-	-	-	-	什器備品の損傷等リスクについて、お考えをお示してください。維持管理業務に含まれるもの、及び、PFI事業者の責めに帰すべき事由によるものはPFI事業者が負担し、それ以外については貴村がご負担いただくべきものと史料致します。	本村の帰責事由以外のリスクは事業者負担とし、必要に応じて協議することとします。
80	リスク分担表(維持管理リスク)	-	-	-	-	-	-	-	維持管理費上昇リスクについて、社会的な人件費の高騰による費用増加は村負担という認識でよろしいでしょうか。	「付属資料3: サービス購入費等の算定及び支払い方法」をご参照ください。
81	リスク分担表(維持管理リスク)	-	-	-	-	-	-	-	維持管理業務に関する施設の損傷リスクについて、貴村の責めに帰すべき事由による場合とPFI事業者の責めに帰すべき事由による場合のいずれにも事故災害等による本施設の損傷が挙がっていますが、「貴村の責めに帰すべき事由」及び「PFI事業者の責めに帰すべき事由」の文言は、「事故災害等」にも掛かっているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	リスク分担表(需要リスク)	-	-	-	-	-	-	-	需要リスクのうち、駐車場・駐輪場の需要に関するものについて、提案時に設定根拠をお示しますが、この時点で村及び委員会に妥当性を容認された場合でも、実際の需要と異なってくる場合も想定されます。そのため、この項目に関しては、事業者・村双方のリスク分担とし、協議の上調整することとして頂けませんでしょうか。	原則、提案の変更は認められません。
83	リスク分担表(移管手続きリスク)	-	-	-	-	-	-	-	事業終了時の引き渡しにあたり生じた費用は事業者が負担するとされていますが、貴村の特段の指示や貴村の責めに帰すべき事由によって生じた増加費用については貴村が負担することが公平であると思料致します。修正をご検討ください。	原案のとおりとします。
84	リスク分担表(許認可取得リスク)	-	-	-	-	-	-	-	許認可リスクについては、貴村の責めに帰すべき事由による場合には、貴村がご負担いただくべきものと史料致しますので、修正をご検討ください。	原案のとおりとします。
85	リスク分担表(支払遅延・不能リスク)	-	-	-	-	-	-	-	支払遅延・不能リスクについて、お考えをお示してください。当該リスクは、貴村が負担すべきものと史料致します。	原案のとおりとします。

## ■業務要求水準書に関する質問・回答

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	●	(カナ)	その他		
1	維持管理業務内容	3	第1	4.	(1)	5)	-	-	当ページに記載の維持管理業務の各業務名称と、36～40ページ「第7章 維持管理業務に関する要求水準」に記載の業務名称と整合しませんが、第7章に記載のない業務は、民間事業者は行わず貴村が行うという理解でよろしいでしょうか。	「3p 5)維持管理業務」の内容を「正」とします。業務要求水準書第7章に業務内容を追記します。
2	敷地データ	5	第1	4.	(5)	1)	⑥	-	2021年3月5日に公表された「付属資料01_事業地範囲図面」に関して、ファイル形式の問題でデータを開くことができないため、PDFデータを公開していただくようお願い致します。 また、同日に「付属資料02_概要・ボーリングデータ(パークゴルフ場)」が公開されていますが、本事業敷地に関する地盤データ等がございます場合は、公開していただきますようお願い致します。 優先交渉権決定後に調査し、パークゴルフ場より地盤データが悪い場合、不足する地盤改良費は貴村が負担すべきものと思料致します。	前段については、「付属資料01_事業地範囲図面(PDF版)」を村ホームページ上に公表します。 後段については、「参考資料01_広域探査発掘加速化事業測量士質調査業務(本島地区H24-1)」を参考としてください。 なお、提案施設配置、規模等によって、地質調査すべき箇所は当然異なることから、調査に係る地盤調査費用は、応募者の負担とします。 また、建築基準法施工令第93条(地盤及び基礎杭)により、「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行いその結果に基づいて定めなければならない。」とあることから、応募者の責任において必要な調査を行うこととします。
3	用語の定義	8	第1	13.	-	10)	-	-	維持管理業務区分ごとに選定する「管理責任者」と「維持管理業務責任者」を兼務することは可能でしょうか。また、「維持管理業務責任者」と「事業統括責任者」を兼務とすることは可能でしょうか。	前段は可能とします。後段は不可とします。
4	用語の定義	8	第1	13.	-	14)	-	-	運營業務区分ごとに選定する「管理責任者」と「運營業務責任者」を兼務とすることは可能でしょうか。また、「運營業務責任者」と「事業統括責任者」を兼務とすることは可能でしょうか。	前段は可能とします。後段は不可とします。
5	整備計画	10	第2	(1)	-	-	-	-	本事業の施設整備計画を立てるにあたって、貴村と沖縄県の間で、開発や確認申請等に関する協議は実施済みであると理解してよろしいでしょうか。 また、施設整備業務開始後、県から要求水準以上の指示・指導が入った場合、それにとまなうコスト増やスケジュール遅延等のリスクを事業者側では負いかねるため、当該リスクは貴村のご負担としていただきますようお願い致します。	応募者の提案内容に係る関係機関・関係部署との協議及び調整は、原則応募者の責任と費用により実施すべきものであると理解しています。
6	本施設の内容	10	第2	1.	(2)	-	-	-	本施設の休館日及び開館日の開館時間は、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	図書館機能は応募者の提案とし、その他の機能は、原則職員の勤務時間等(月～金、8:30～17:15)に合わせ提案するものとします。
7	本施設の内容	10	第2	1.	(2)	-	-	-	駐車場の駐車台数が記載されておきませんが、駐車場の規模等を検討するにあたり、本施設およびパークゴルフ場の想定利用者数等がございましたら、お示しください。	本施設の想定利用者数は、応募者の提案とします。 ユンタンザパークゴルフ場の想定利用者数は、令和元年度利用者数19,250人を参考としてください。
8	民間収益施設	10	第2	1.	(3)	-	-	-	本施設内に民間収益施設を計画する場合、PFI事業者が費用負担する範囲を明確にするため、設計、建設費等も明確に区分する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	●	(カナ)	その他		
9	本施設全体の整備要求水準	11	第2	2.	(1)	1)	(ア)	-	本件対象地東側のユンタンザパークゴルフ場南側の道路は、今後どのような利用を想定されておりますでしょうか。	事業用地及びユンタンザパークゴルフ場を周回する園路として計画しておりますが、今後の利用形態については、応募者の提案により、協議・変更することとします。
10	整備に関する要求水準	13	第2	2.	(1)	1)	(エ)	表7	維持管理上必要な電源を適切に確保するとありますが、電源の他、自動灌水等の設備も必要に応じ提案してもよろしいでしょうか。また、維持管理上必要な電源以外にイベント等広場の利用上、必要と思われるものについては提案させていただいてもよろしいでしょうか。	前段及び後段についても応募者の提案に委ねます。
11	整備に関する要求水準	14	第2	2.	(2)	-	-	表8	図書館資料の将来想定冊数が示されていますが、提案によりこのうちの一定数を電子資料に読み替えることは可能でしょうか。	応募者の提案に委ねます。
12	整備に関する要求水準	14	第2	2.	(2)	-	-	表8	P14①図書館機能(4)諸室仕様【現在の図書資料数】に記載されています。雑誌5,652冊とありますが、定期購読タイトル数をご教示下さい。	定期購読タイトル数は、75種類となります。
13	整備に関する要求水準	14	第2	2.	(2)	-	-	表8	P14①図書館機能(4)諸室仕様に記載されています、視聴覚資料の内訳を教示下さい。(DVD、ビデオ、カセット等)	視聴覚資料の内訳は、「DVD 802点 ビデオ281点、CD1,373点」となります。
14	整備に関する要求水準	16	第2	2.	(2)	-	-	表8	P16③青少年センター機能(1)用途に記載されています、資料室(学習図書、教具、その他)の学習図書は何冊程度を想定しておりますでしょうか。	学習図書は、100冊程度を想定しています。
15	什器・備品の調達	17	第2	2.	(2)	-	-	表8	P17④行政文章保管機能(一般書庫)、P18④行政文章保管機能(中間書庫)、P18④行政文章保管機能(特別保存文書書庫)に記載されています、(7)什器・備品等(PFI事業者調達)・集密書架(H290 D350 W410)は文書保存箱の外形寸法でしょうか。異なる場合は、外形寸法をご教示頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	整備に関する要求水準	20	第2	2.	(2)	-	-	表9	水辺空間について「じゃぶじゃぶ池」とありますが、昨今のコロナの影響で公衆衛生上の観点から利用中止になるケースが見受けられます。じゃぶじゃぶ池以外の親水空間のご提案は可能でしょうか。	「幼児でも安全に水遊びができる親水空間」とし、個別具体的な内容は、応募者の提案に委ねます。
17	整備に関する要求水準	20	第2	2.	(2)	-	-	表10	業務要求水準書20頁表10について、「ユンタンザパークゴルフ場利用者も利用可能な配置、面積を考慮すること」とありますが、ユンタンザパークゴルフ場利用者による本施設駐車場の利用はどの程度が見込まれるのか、ご教示ください。	現在の駐車スペース及び年間施設利用者を参考としてください。 【駐車場スペース】 旧読谷補助飛行場滑走路跡地に122台分を確保 【年間利用者数】 令和元年度の年間利用者数19,250人
18	各担当者の届出	21	第3	1.	(3)	-	-	-	設計業務(21頁)・工事監理業務(32頁)・維持管理業務(37頁)に関し、主任者・責任者等を届け出て承認を得る、変更する場合も同様とされていますが、人事異動等で変更が必要な場合が想定されるため、原則としては承諾をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	必要な資格等を具備しているかを確認し、本村が判断します。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	●	(カナ)	その他		
19	什器・備品の調達	34	第6	1.	(2)	1)	-	-	図書館機能における什器・備品等について、必要数量や容量等が記載されていませんが、備品リスト等を公開する予定は無く、すべて事業者の提案によるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	什器・備品の調達	34	第6	1.	(2)	1)	-	-	現図書館からの什器を再利用するにあたり修繕や新図書館にて統一性を保つため手直しも含むことは、可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	什器・備品の調達	34	第6	1.	(2)	1)	-	-	什器を再利用するにあたり、備品台帳に記載してあります既存什器の仕様又は寸法をご教示頂くことは可能でしょうか。(注文製作の書架連数、段数)	「参考資料02_注文製作書架寸法」及び「参考資料03_注文製作書架写真」として、村ホームページへ公表します。
22	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	2021年3月5日に公表された業務要求水準書によると、図書館運営に関する各業務の詳細な内容が記載されていませんが、今後詳細を記載した要求水準書を改めて公開するのでしょうか。現状示されている情報のみで運営業務を計画・立案することは困難であるとともに、要求水準はモニタリングを行う際の判断基準ともなるため、ある程度詳細な要求水準の設定が必要になると考えます。	図書館運営業務に関する新たな資料の公表は予定しておりません。運営業務内容は、応募者の提案に委ねることとします。
23	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	現在の図書館システムの運用費をご教授ください。	年額：1,854,344円(令和2年度) 内訳は、ソフトウェア保守料1,380,720円、ファイアウォール費用80,300円、電算機器保守料393,324円となっています。
24	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	現在のMARCの抽出等費用をご教授ください。	年額平均：296,273円となっています。 (R2年度：283,712円、R1年度：358,474円、H30年度：246,635円)
25	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	現在の資料購入費用(新聞・雑誌含む)をご教授ください。	現在の資料購入費は、令和2年度から直近3ヶ年の下記平均額を参考としてください。 ①1,918,938円(絵本、雑誌、視聴覚資料) ②4,331,952円(児童書、一般書、郷土資料等) ③184,396円(新聞)
26	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	各種O-PACなどの台数および運用費用をご教授ください。	館内に2台設置し、運用費は、質問回答NO23の電算機器保守料に含まれております。
27	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	今後の収集計画(購入費用)は自治体協議事項として提案は必要ないと理解でよろしいでしょうか。	図書館運営に関する事項(様式7-2)として、提案が必要です。
28	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	別資料の平成24度3月の基本計画では各種行政システムを住民等が利用しやすいようにしたいとの希望がありましたが、その点に関しての現在の考え方及び民間においての提案範囲をご教授ください。	応募者の提案に委ねます。
29	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	図書館機能における、閲覧座席の想定数をご教示下さい。	応募者の提案に委ねます。
30	図書館運営	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	既存書籍に対する盗難防止用BDSの磁気又は電波のタグ等の貼り付けの有無をご教示下さい。	盗難防止用BDSの磁気又は電波のタグ等の貼り付けはありません。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●.	(●)	●)	(カナ)	その他		
31	図書館システム	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	図書館システムについては、今回の予算に含まれないということでしょうか。仮に民間が負担する場合、システムの現契約期間・内容（可能であれば契約書の開示）をご教示ください。また、システム切替えとなる場合のコスト（データ移管等）の負担者、既存システムを引き継ぐのか、新規導入が必要となるのかお示しください。	図書館システムの導入費用及び事業期間内更新費用も提案価格に含むものとします。 現行システムは、「NEC LicS-Re2」で、H29年度にソフトウェア、電算機器を備品として一括購入し、H30年3月1日より稼働。現在の契約は、ソフトウェア、電算機器の保守契約を単年度契約しております。 既存システムを引継ぐあるいは新システムを導入するかについては、応募者の提案とし、その場合の費用は応募者の負担とします。
32	図書館システム	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	現図書館における「雑誌スポンサー制度」に加入されている企業数及び協賛額をご教示ください。また、何か取り組みを行っておりますでしょうか。	雑誌スポンサー制度は、R2年度より運用を開始し、現在までの実績は、R2年度 0冊、R3年度(5月現在) 1冊(1団体)となっております。 スポンサーに雑誌の購入費用を負担していただき、図書館へ雑誌を納品してもらう仕組みとなっている為、協賛金の収入はありません。
33	図書館システム	41	第8	1.	(2)	1)	-	-	現行図書館システムからの、蔵書データ、利用者データ等は無償で提供されるものと考えてよろしいでしょうか	蔵書データ及び利用者データについては、現行システムからCSVデータ等への変換作業は本村の負担とし、それ以外に係る費用は事業者の負担とします。
34	図書館運営	41	第8	1.	(2)	2)	-	-	サービス購入Cの中で図書館運営のみならず要求水準外のサービスを提案することは可との理解でよろしいでしょうか。	図書館運営に関わる業務であれば、要求水準書以外のサービスも可能とし、図書館運営の更なる質の向上等が見込める提案を大いに期待します。
35	図書館システム	41	第8	1.	(2)	2)	-	-	図書館の運営において、最新のAI、IOT、DXなどを長期契約中の時代に応じた提案をお求めのように読み取れます。急速な技術革新により、当初の提案が、陳腐化した場合等、最新のシステム設置費及びシステム運用管理費等は、入札時のサービス対価には、含まれておらず、別途との理解でよろしいでしょうか。	図書館システムの導入費用及び事業期間内更新費用も提案価格に含むものとします。
36	図書館システム	41	第8	1.	(2)	2)	-	-	すべての資料及び今後収集する資料にICタグを添付が必要になりますが、その費用は別途との理解でよろしいでしょうか。	ICタグ等の導入は応募者の提案とし、その場合の費用はサービス購入費に含むものとします。
37	図書館システム	41	第8	1.	(2)	2)	-	-	現図書館の事業で取り組んでいる「ブックスタート事業」については、村側で直接行うということでしょうか。	「ブックスタート事業」は、子どもの読書活動推進施策のとして現図書館にて実施しておりますが、今後の実施方法については、応募者の提案に委ねることとします。

## ■ 付属資料1 審査基準書に関する質問・回答

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	英小		
1	応募者の表記方法	2	2.	(1)	-	-	-	-	「審査は応募者の実名審査とする。」とありますが、提案書上の企業名は伏せて記載(例:設計企業A、建設企業B等)する必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	応募者の表記方法	2	2.	(1)	-	-	-	-	審査基準書2頁2(1)について、「審査は応募者の実名審査とする」と記載がありますが、提案書類にも具体的な企業名やテナント名を記載しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	評価項目及び配点	5	3.	(4)	-	-	-	-	村全体の地域振興、中長期的視点から見た村財政の健全化、及び持続可能なPFI事業推進のためには、村内事業者の育成と積極的な事業参画、村民の積極的雇用が非常に重要と考えます。そのため、以下の項目にも「審査の視点」の1項目として、代表企業を村内事業者が務める場合、多くの村内事業者が参画する場合等の評価を追加頂けませんでしょうか。 P5(4)1)2事業実施体制 P9(4)4)1賑わいの創出・利用者増に関する計画 P10(4)5)1施設計画	原文のとおりとします。

## ■付属資料2 様式集に関する質問・回答

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
1	様式一覧	1	1.	-	-	-	-	表1	提案審査に関する提出書類に、様式以外の添付資料を提出することは可能でしょうか。	原則、指定した様式のみとします。
2	参加表明書	4	3.	(3)	-	-	-	-	様式集では「参加表明書には、すべての構成員及び協力企業に関する下記の書類を添付すること。」とありますが、募集要項のp.9では「参加表明書の提出時に代表企業、構成員及び構成企業の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。」とあります。募集要項の記載が正との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。様式集において「参加表明書には、すべての構成員及び構成企業に関する下記の書類を添付すること」に訂正します。
3	提出要領	4	3.	(3)	-	-	-	-	参加表明書には、すべての構成員及び協力企業に関する下記の書類を添付することとありますが、「構成員及び協力企業」は「構成員及び構成企業」の誤りではないでしょうか。	質問回答NO2を参照ください。
4	提出要領	4	3.	(3)	-	-	-	-	正本と副本の違いは、副本は正本のコピーである以外は無いと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	参加表明書	-	-	-	-	様式2-1	-	-	様式2-1表紙について、下部に「令和3年●月」と記載されていますが、●の空欄部分には、参加表明書の提出月である「7」を記入して提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	参加表明書	-	-	-	-	様式2-2	-	-	様式2-2参加表明書の「グループ名」には、任意のグループ名を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	参加表明書	-	-	-	-	様式2-2	-	-	代表企業とその他の企業を1枚の書面にまとめて押印が求められていますが、押印持ち回り等の手間を省略し効率化することを目的として、各々の企業で書面を分けることは可能でしょうか。	書面を分けることは不可とします。
8	参加表明書	-	-	-	-	様式2-3	-	-	様式2-3提案書提出届(兼)構成員の制限に関する誓約書は、構成員のみ記載し、構成企業の記載は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	構成員及び構成企業の記載を必要とします。様式2-3を修正します。
9	参加表明書	-	-	-	-	様式2-3	-	-	代表企業の単独出資を予定しております。「構成企業」も含め、参加資格条件充足となる場合、出資を行う代表企業のみ記載でよろしいでしょうか。	質問回答NO8を参照ください。
10	参加表明書	-	-	-	-	様式2-3	-	-	「印」の表記が、商号又は名称と代表者名のそれぞれにあることから、本様式のみ、会社認印と実印の両方の押印が必要でしょうか。	会社印のみで良しとします。様式2-3を修正します。
11	委任状	-	-	-	-	様式2-5	-	-	全構成企業、全協力企業の委任状も必要でしょうか。	構成員及び構成企業の委任状は必須とし、協力企業は参加表明次点において可能な限り提出することとします。

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
12	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-6	-	-	様式2-6応募者の資格要件確認書について、各業務を実施する企業ごとに「提案内容と同等規模以上の業務実績」を記載する欄がありますが、募集要項上の資格要件にはその要求はありません。あくまで資格要件ではなく、評価時の加点対象としての確認という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-6 ～ 様式2-12	-	-	「同等規模以上の公共施設の実績があれば、実績を示す資料の写しを添付してください。」とありますが、募集要項の参加資格要件では施設規模に関するものは求められていないため、実績を示す資料の添付は義務ではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-6 ～ 様式2-12	-	-	「担当者所属・氏名」欄への押印は、それぞれどのような印が必要でしょうか。	担当者印は認印等で構いません。
15	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-7	-	-	同等規模以上の公共施設の施工実績について、「同等規模以上」とは、「(仮称)読谷村総合情報センター」の延床面積3,180㎡と同等以上であれば良いという認識でよろしいでしょうか。公共施設であれば、用途の種別は問わないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-10	-	-	図書館運営企業に必須の資格等があればお示ください。	図書館運営企業に求める資格等は、特段設けておりませんが、応募者の提案による図書館運営業務に必要な資格等があれば、当該資格を満たす必要があります。
17	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-10	-	-	同等規模以上の公共図書館運営実績は、1件でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-11	-	-	什器・備品調達及び設置企業に必須の資格等があればお示ください。	什器・備品調達及び設置企業に求める資格等は、特段設けておりませんが、応募者の提案による什器・備品調達及び設置業務等に必要な資格等があれば、当該資格を満たす必要があります。
19	応募者の資格要件確認書	-	-	-	-	様式2-11	-	-	同等規模以上の公共施設の什器・備品調達及び設置実績は、1件でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	図面集	-	-	-	-	様式3-5	-	-	図面の表現密度等のご指定等がありますでしょうか。また、記載内容の詳細については、PFI事業者選定後の基本設計及び実施設計フェーズでの調整は可能と考えてよろしいでしょうか。	図面表現密度に指定はございません。PFI事業者選定後に提案書の記載内容を変更することは原則不可とします。但し、本村が変更を指示する場合等は可能とします。
21	図面集	-	-	-	-	様式3-5	-	-	縮尺は、提案内容の建物規模に応じて、変更してもよろしいでしょうか。	変更可能とします。



■付属資料3 サービス購入費等の算定及び支払い方法に関する質問・回答

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	●	(●)	●	(カナ)	数字	その他		
1	サービス購入費の支払い	3	2.	(3)	2)	-	-	-	施設引渡時に一括して支払われるサービス購入費Aですが、施設整備費の他に「開業準備費」が含まれていますが、これは、開業準備業務完了前に先払いという形でお支払いいただくとの認識でよろしいでしょうか。	サービス購入費Aを構成する業務が全て完了したことを本村が確認した後、事業者の書面による請求に基づき、サービス購入費Aの支払いを想定しています。併せて、「募集要項に関する質問・回答NO19」を参照ください。
2	サービス購入費の支払い	3	2.	(3)	3)	-	-	-	サービス購入費B及びCの支払方法について、付属資料の「サービス購入費等の算定及び支払方法」によると、「本施設の供用開始後」に支払が開始されるとの記載箇所と、「本施設の引渡後」に支払が開始されるとの記載箇所があります。どちらが正でしょうか。また、募集要項の事業スケジュールでは、維持管理業務は令和7年4月より開始となり、運営業務は令和7年10月より開始となっているため、サービス購入費の支払スケジュールとの整合性を含め、詳細をご教示ください。	サービス購入費B及びCの支払開始時期は、「本施設の引渡し後」を想定しています。維持管理業務及び図書館運営業務の開始時期を「令和7年4月」と予定し、応募者の提案により変更可能とします。
3	サービス購入費の支払い	3	2.	(3)	3)	-	-	-	「本施設の供用開始後、維持管理業務のモニタリング結果等を～」の「供用開始後」とは、「施設の引渡日の翌日(所有権移転後)」との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	サービス購入費の支払い	3	2.	(3)	4)	-	-	-	「本施設の供用開始後、図書館運営業務のモニタリング結果等を～」の「供用開始後」とは、「図書館開館後」との認識でよろしいでしょうか。	「供用開始後」とは、「施設の引渡日の翌日(所有権移転後)」を想定しています。併せて、質問回答NO2を参照ください。
5	サービス購入費の支払い	3	2.	(3)	4)	-	-	-	サービス購入費B及びCについて、四半期毎の請求に際し、各四半期の最終月の業務報告書と四半期毎の請求書は、同時提出と理解してよろしいでしょうか。	最終月の業務報告書及び請求書に関しても、「付属資料3: サービス購入費等の算定及び支払方法3p(3) サービス購入費の支払方法」による方法とします。
6	サービス購入費の支払い	3	2.	(3)	4)	-	-	-	サービス購入費Cに、書籍・資料等の購入費用は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。サービス購入費Cの対象費用として、「資料管理業務費(資料の発注・受入業務を含む)」が記載されていますが、これはあくまでも資料の発注・受入業務を実施するための人件費等の費用であり、資料や書籍そのものを購入するための費用は、サービス購入費Cの対象外(PFI事業者の負担ではない)との認識でよろしいでしょうか。	書籍・資料等の購入費用は、サービス購入費Cに含むものとします。
7	サービス購入費の支払い	4	2.	(3)	-	-	-	表2	施設整備費用(サービス購入費A)に開業準備費用が含まれているため、図書館運営費(サービス購入費C)の文面「運営費は、本施設の【引渡し日の翌日から】」は、「開館日から」の表記になるのではないのでしょうか。付随して、同資料:P4-表2「サービス購入費の支払方法」下段「サービス購入費C」の回数は、募集要項(案):P8表3「事業スケジュール(予定)」下段「令和7年10月～令和27年3月」で算定すると、「78回」になると思われませんが、いかがでしょうか。※実施方針(案)公表段階の質疑において、事業期間(供用開始月含む)は提案可能との回答がございしますが、図書館運営業務期間について履行すべき期間が①20年(240ヶ月)と②19年6ヶ月(234ヶ月)のどちらなのか。また、図書館運営業務期間に開館準備期間が含まれるのか否かをお示しください。	図書館運営費(サービス購入費C)の発生は、本施設の引渡し日翌日から事業期間終了まで80回を想定しています。応募者の提案により、「開館日から」へ変更も可能とします。本施設に係る事業期間は、本施設竣工後(所有権移転後)から20年間とし、当該期間に開館準備業務及び図書館運営業務が含まれるものと想定しています。

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	●.	(●)	●)	(カナ)	数字	その他		
8	サービス購入費の改定方法	6	2.	(5)	1)	-	-	①	「請負契約」とは、SPCと建設業務を行う者が締結する契約との理解でよろしいでしょうか。	村とSPCが締結する事業契約に基づき、SPCと工事請負業者等とが締結する建設工事等関連契約を指します。

■付属資料4 モニタリング及び減額措置等に関する質問・回答

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	数字	英小	その他		
1	水準未達があった場合の措置	7	第2	4.	(2)	①	(c)	-	当該資料の7頁によれば、PFI事業者からの状況報告書の提出を受け、貴村において業務要求水準の未達を村が認定することとなっていますが、当該認定は、要求水準の未達の認定がなされると、改善勧告、サービス対価の減額、維持管理等業務を行う者の交代等の重大な効果発生につながるものになります。かかる記載では、異議申し立てや告知聴聞の機会等がないとなると、一方的に貴村の認定によって減額等がなされることになり、公平性の観点から問題があると思料致します。告知聴聞の機会を設け、また、要求水準未達の認定に対する異議申し立てが可能となるよう修正をご検討ください。	原案のとおりとします。
2	水準未達があった場合の措置	8	第2	4.	(2)	②	-	-	減額ポイントについて定めはありますが、未達の例に列挙されている事情を解消できれば減額ポイントのリカバーは認められるべきと思料しますが、この点明記することをご検討ください。なお、内閣府の「モニタリングに関するガイドライン」では、要求水準以上の公共サービスを提供したときにリカバーポイントを付与し、減額ポイントと相殺できる仕組み(リカバーポイント制)などにより、公共サービスの水準の維持や向上を図る手法も考えられると記載されており(19頁)、かかる観点からの制度の導入もご検討ください。	原案のとおりとします。
3	水準未達と認定された場合の措置	9	第2	4.	(2)	②	(c)	-	維持管理等業務を行う者の変更(9頁)について、c)ではポイント数、d)では回数で画一的に記載されていますが、それぞれ、直ちに改善・是正がなされた場合でも、維持管理等業務を行う者の変更請求が可能ということでしょうか。また、第1段落と第2段落の記載の違いから、維持管理等業務を行う者の変更を求めるにあたり、必ずPFI事業者との協議が必要であるか不明確となっていますが、必ず事前にPFI事業者との協議がなされるという理解でよろしいでしょうか。この協議の場において、上記の改善・是正状況等が考慮され、変更を求めない場合もありうると理解してよろしいでしょうか。	本村は、業務を行う者の変更を求めることができるが、PFI事業者との協議の上、変更の必要有無を判断します。
4	水準未達と認定された場合の措置	9	第2	4.	(2)	②	(c)	-	貴村から維持管理等業務を行う者の変更を求められた場合、30日以内に維持管理業務等を行う者を変更し、その名称や業務実績等の詳細を貴村に提出するとされています(9頁)、維持管理業務等を行う者を変更するにあたり、貴村の事前の承諾は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	変更後の維持管理業務を行う者について、事前に本村へ確認することとします。
5	水準未達の例	10	第2	4.	(2)	③	(a)	表3	表3(10頁)に記載されている次の事項についてご教示ください。「非常時又は災害時の未稼働」という記載がありますが、非常時でも災害時でも必ず本施設を稼働させておく必要があるということでしょうか。災害時など、本施設を稼働させることが適切ではない場合もあると思料致します。	「非常時又は災害時の未稼働」とは、非常時又は、災害時に使用することが必要な器具・設備等が正常に稼働しない(機能しない)等の場合を言います。
6	水準未達の例	10	第2	4.	(2)	③	(a)	表3	表3(10頁)に記載されている次の事項についてご教示ください。「備品初期性能を失し、利用できない状況が長期間継続」とありますが、例えば、1個の備品が故障して使えない場合まで重大な事象としてペナルティを課すのは相当ではないと思料します。「本施設を利用できない状況が長期間継続」などと限定する形に変更することをご検討下さい。	個別具体の事象を確認し、本村が判断します。

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●.	(●)	数字	英小	その他		
7	水準未達の例	10	第2	4.	(2)	③	(a)	表3	表3(10頁)に記載されている次の事項についてご教示ください。 「必要な報告書作成業務等の未実施」とは、開業以来一度も報告書が作成されていないことをいうのでしょうか。そうでないのであれば、どの程度の報告書未作成期間があれば、「未実施」と評価されるのでしょうか。	個別具体の事象を確認し、本村が判断します。
8	水準未達の例	10	第2	4.	(2)	③	(a)	表3	表3(10頁)に記載されている次の事項についてご教示ください。 「個人情報の漏洩」・「利用者の個人情報の漏洩」との表現は、数量や原因の限定がありませんが、標準的なセキュリティを講じていてもウイルスの侵入等によって漏洩等が発生する可能性があり、それらすべてについて「重大な支障」としてペナルティの対象とすると、結果責任となる可能性がありますし、小規模・軽微な漏洩や実質的に外部に漏洩していないような場合まで「重大な支障」としてペナルティの対象とすると公平性に欠けるものと思料致します。については、「個人情報の漏洩」の規模、原因等を明示するなどの方法により限定することをご検討ください。例えば、「事業者の故意または重大な過失による個人情報の漏洩」。「重大な個人情報の漏洩」といった文言が考えられます。	個別具体の事象を確認し、本村が判断します。
9	水準未達の例	10	第2	4.	(2)	③	(a)	表3	表3(10頁)に記載されている次の事項についてご教示ください。 「不審者の侵入による盗難等の発生」との表現では、通常必要とされるセキュリティ対策を施していたにもかかわらず、それを掻い潜って侵入された場合にも(PFI事業者には帰責性がない場合)、「重大な支障」としてペナルティを課される恐れがあります。 例えば、PFI事業者の責めに帰すべき事由がない場合を除外するなど、修正をご検討ください。	個別具体の事象を確認し、本村が判断します。